

# ○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の 宿日直手当支給に関する規則

平成6年3月22日

規則第2号

改正 平成11年12月規則第1号

令和3年11月 同 第1号

三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の宿日直手当支給に関する規則（昭和53年規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の給与に関する条例（昭和45年条例第9号）において準用する三条市職員の給与に関する条例（平成17年三条市条例第47号）第13条の2の規定に基づき、日直又は宿直勤務に服した場合の宿日直手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（輪番で勤務する当直員の宿日直手当の額）

第2条 三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員服務規程（昭和57年訓令第1号。以下「服務規程」という。）第30条の規定により輪番で当直勤務に当てられた当直員の宿日直手当の額は、別表第1のとおりとする。

（増員された当直員の宿日直手当の額）

第3条 服務規程第31条の規定により増員された当直員の宿日直手当の額は、別表第2のとおりとする。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月規則第1号）

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（令和3年11月規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分	勤務1回の手当額	年末年始勤務加算手当額
日直	6,000円	（12月29日から翌年の1月3日までの間に従事したもの） 2,000円
宿直	4,300円	

別表第2（第3条関係）

日直	勤務1回の手当額	年末年始勤務加算手当額
5時間以下	3,000円	（12月29日から翌年の1月3日までの間に従事したもの） 2,000円
5時間超	6,000円	
宿直	勤務1回の手当額	
5時間以下	2,150円	
5時間超	4,300円	